

「朝日ビジネス WEB 口座振替サービス」の利用に関する契約書

(以下「甲」という)と朝日信用金庫(以下「乙」という)とは、朝日ビジネス WEB 口座振替サービス(以下本サービスという)による甲の 預金口座振替収納事務(以下「収納事務」という。)に関し、次の通り契約する。

第1条(委託事務および取扱店の範囲)

- 甲は、乙に対し、乙の 店をとりまとめ店として次条以下に定める方法により収納事務を委託する。
- 乙は、乙の定める方法により、当該収納事務の再委託を行うことができるものとする。
- 収納事務の取扱店の範囲は、乙の本支店とする。

第2条(預金口座振替依頼書の受理等)

- 甲は、甲の取引者(以下「丙」という。)から朝日ビジネス WEB 預金口座振替依頼書(以下「依頼書」という。)の提出を求める。
- 甲は、丙から提出を受けた依頼書を初回振替日の30日前までに乙に提出する。
- 乙は依頼書に印鑑相違その他の不備事項があり、乙の本支店が受理できない場合は、速やかに甲に返戻する。
- 丙の預金口座振替に関する解約・変更があった場合、甲は速やかに丙より預金口座振替解約・変更届を徴求し、振替日の20営業日前までに乙に提出する。

第3条(振替日)

収納事務の振替日は「本サービス」に定める振替指定日とする。ただし、当日が金融機関の休業日にあたる時は、翌営業日を振替日とする。

第4条(振替事務の取扱について)

振替事務の取扱については乙の定める事務取扱要領によるものとする。

第5条(振替資金の入金)

乙は、乙の本支店における前項の引落処理による振替資金をとりまとめ、振替日の2営業日後までに乙のとりまとめ店における甲の預金口座に入金する。

第6条(引落済通知)

丙に対する引落済の通知は、甲の責任において行う。

乙および乙の本支店は、預金口座振替に関して丙に対する引落済通知、入金督促および領収書の発行等を行わない。

第7条(解約・変更通知)

- 丙の引落指定口座が乙にある場合、丙の申し出または乙の都合により丙との預金口座振替契約を解約または変更したときは、乙は甲にその趣旨を通知する。
- ただし、丙が引落指定口座を解約したときはこの限りではない。

第8条(振替結果の取得)

乙は、振替処理結果の一覧表を振替日の2営業日後までに本サービス用パソコンに格納し、甲が左記一覧表を当金庫所定の端末よりダウンロードして取得するものとする。

第9条(手数料)

甲は乙に対し、下記の方法により、乙所定の口座振替手数料を支払う。

差引方式

上記手数料は、振替資金を甲の口座に入金する際に乙が差し引く方法により支払うものとする。

第10条(損害負担)

甲および乙は、それぞれの責により生じた損害を負担する。

甲・乙いずれの責によるか明らかでない場合は、両者で協議して定める。

第11条(解約)

甲または乙が本契約を解約しようとするときは、2ヶ月前まで書面により相手方に通知するものとする。

第12条(協議事項)

この契約に定めのない事項で、実施上の細目を定める必要があるとき並びに本契約書を改定する必要があるときは、甲・乙協議のうえ定める。

第13条(有効期間)

この契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに甲または乙が別段の意思表示を行わないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間なおその効力を有するものとし、以降も同様とする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲・乙各々記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

取扱店		利用者番号							
-----	--	-------	--	--	--	--	--	--	--

(営業店 → 業務部 → 事務集中部)

業務 403 (H26.12) 解約後 1Y